

災害被害の方に対する減免措置等について

1. 国民健康保険税の減免

担当課：保険年金課 0979-22-1111（内線 314・315）

(1) 概要

災害によって国民健康保険税の納税義務者が下記（3）に掲げる損害を受けた場合、国民健康保険税が減免されます。

減免の対象となるのは、災害を受けた日以後に到来する国民健康保険税です。

(2) 申請時期

災害を受けた日の翌日から30日以内に減免申請書を提出してください。

(3) 減免対象及び減免割合

所有する住宅または家財の損害の金額（保険金、損害賠償金により補てんされるべき金額を除く。）が、その価格の3/10以上で、前年中の世帯の合計所得金額が400万円以下の場合、損害の程度に応じて軽減又は免除されます。

損害程度 合計所得	軽減又は免除割合	
	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上
200万円以下	2分の1	全部
300万円以下	4分の1	2分の1
400万円以下	8分の1	4分の1

(4) 申請方法

減免申請書に必要事項を記入・押印し、下記の書類を添付し提出してください。

- ・ 損害金額を証明する資料「住宅・家財の損害内容と金額（時価）がわかるもの
- ・ 損害保険金や賠償金などの支給額とその種類（住宅・家財）のわかるもの
- ・ 罹災証明

添付書類をすぐに提出できない場合には、ご相談ください。

2. 国民健康保険一部負担金の減免

担当課：保険年金課 0979-22-1111（内線 314・315）

(1) 概要

入院及び通院が必要な方で下記（3）の減免の条件に該当する場合、保険年金課に一部負担金減免等申請して承認を受ければ、12月につき3月を限度に一部負担金の減免が受けられます

(2) 申請時期

災害を受けた日から概ね6ヶ月以内の間に生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難となった時

(3) 減免の条件

- ① 災害により、居住する家屋の全壊若しくは半壊以上の損害となり、家屋に居住できなくなっている。
- ② 実収入月額が生活保護法による基準生活費の1.2倍以下であること
- ③ 国民健康保険税を完納していること
- ④ 医師より療養の必要があると認められていること

(4) 申請方法

国民健康保険一部負担金減免等申請書に以下の書類を添付し提出してください。（様式は保険年金課にあります）

- ・生活状況申告書及び収入状況申告書
- ・家賃・間代・地代の証明書（土地、家屋等を貸している場合）
- ・同意書
- ・誓約書
- ・罹災証明
- ・医師の意見書（審査の結果減免が許可される場合追加提出をお願いします）